

## 山形市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理、活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務（以下「業務」という。）の実施に関する計画書
- (9) 納税証明書（国税及び山形市税）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第25条第3項の規定により、指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から2年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
  - オ 暴力団員等
- (5) 支援法人として行おうとする業務の内容が、業務として適切なものであること。

- (6) 人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
  - (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
  - (8) 本市の区域内に本店、支店その他の営業所又は事務所のいずれかを有すること。
  - (9) 指定の申請の内容が、山形市空家等対策基本計画に即していると認められること。
  - (10) 第1号に規定するいずれかの法人として、本市と連携して空家等の管理、活用等に関する活動を行った実績があると認められること。
  - (11) 国税及び山形市税の滞納がないこと。
  - (12) 不正の行為、法令に反する事実又は公益に反する事実がないこと。
- 2 指定の有効期間は、指定の日から起算して3年を超えない範囲で、市長が定める期間とする。
  - 3 市長は、申請者を支援法人として指定するときは、空家等管理活用支援法人指定通知書（別記様式第2号）によりその旨を申請者に通知し、支援法人として指定しないときはその旨及び指定しない理由を書面により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による名称等の変更の届出は、名称等変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

- 2 支援法人は、業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務内容変更届出書（別記様式第4号）を市長に届け出るものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（別記様式第5号）を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出があったときは、当該支援法人の指定を取り消すとともに、遅滞なく、指定の取消しを受けた者の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出があった年月日を公示するものとする。

（事業の報告等）

第6条 支援法人は、事業年度の開始前に、その事業年度における事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度の終了後に遅滞なくその事業年度における事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、支援法人が第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は不正な手段により指定を受けたことが判明したときは、支援法人の指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、法第25条第3項又は前項の規定により支援法人の指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第6号）によりその旨を指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

する。

- 3 市長は、第1項の規定により支援法人の指定を取り消したときは、遅滞なく、指定の取消しを受けた者の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び支援法人の指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理、活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に規定する業務の実施に関する計画書
- 9 納税証明書（国税及び山形市税）
- 10 その他市長が必要と認める書類

空家等管理活用支援法人指定通知書

第 号  
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号

様

山形市長

年 月 日付けで申請のあった、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定について、審査の結果適正であるので、下記のとおり指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定の条件その他の事項：

（教示）

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（山形市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する山形市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形市を被告として、山形地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において山形市を代表する者は、山形市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（山形市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する山形市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式第3号（第4条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人として指定を受けた事項を下記のとおり変更しますので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

記

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第4号（第4条関係）

業務内容変更届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人としての業務の内容を下記のとおり変更しますので、山形市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第5号（第5条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を下記のとおり廃止したので、山形市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

記

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

指定取消通知書

第 号  
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号  
代表者氏名 様

山形市長

空家等管理活用支援法人の指定を下記のとおり取り消したので、山形市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

指定取消年月日	年 月 日
指定取消しの理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（山形市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する山形市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形市を被告として、山形地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において山形市を代表する者は、山形市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（山形市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する山形市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。